

## 公募要領

平成 30 年度 宮古島市島嶼型スマートコミュニティ実証事業に係る事業化推進等委託業務(案)

平成 30 年 7 月

宮古島市

### 1. 実証事業の目的

本市は、現在エネルギー資源の多くを島外に依存しているため、島内のエネルギー資源である太陽光・風力等の再生可能エネルギーを最大限効率的に利用することが大きな課題となっている。このため、再生可能エネルギーの活用によるエネルギーの島外依存度低減化、及びエネルギー供給に係る社会コストの低減化の双方を実現することを目的に、全島ベースでのエネルギーマネジメントシステム(以下、「全島 EMS」)により、需要の調整を通じた需給最適化を実現し、将来のビジネス化に向けて全島 EMS 実証事業を実施している。

### 2. 実証事業の内容

「宮古島市全島エネルギーマネジメントシステム(EMS)実証事業(以下、「本実証事業」)」においては、再生可能エネルギーを最大限効率的に利用するため、IT/IoT による需要の制御により、エネルギーの面的なマネジメントを実現するシステムを構築し、再生可能エネルギーの導入拡大やエネルギー供給に係る社会コスト低減化のメリットを明確化し、将来のビジネス化に向けて、ビジネスモデルの検討を行う。

平成 29 年度までの実証成果により、今後の再生可能エネルギー普及拡大に向けては、第三者所有モデルによる普及が有効であることが判明した。第三者所有モデルとは、設備を第三者である事業者が所有し、需要家の敷地内に設置し、その設備により生み出されるエネルギーやサービスを需要家へ提供するものである。本実証事業の関連としては、近い将来に低価格化が十分に見込まれる太陽光発電システムと電気式給湯器(ヒートポンプ式給湯機及び電気温水器)をセットで需要家に設置し、需要家に温水エネルギーを供給するとともに太陽光発電による余剰電力を一般電気事業者へ売電する形態を当面のモデルとして検討した。第三者所有モデルにすることによるメリットとして、需要家は設備コストや設備の故障リスクを抱えることなく、生活コストを低減化できること。設備を導入する事業者は、設備を一括大量調達することにより低コスト化を実現できること。設備を遠隔制御可能な形で普及することにより、アグリゲータと設備所有事業者の間(BtoB)で需要制御の取り決めが可能となり、より制御の実現性が高まることなどが挙げられる。

平成 30 年度以降においては、需要家側に実際に普及した設備を遠隔制御することで島全体のエネルギーマネジメントの効果を検証することが主要なテーマとなるが、その際に制御対象とする設備については、主に前述の第三者所有モデルにより普及した設備とすることを想定する。

### 3. 委託業務の内容

委託業務の内容については、別添の仕様書を参照して下さい。

### 4. 事業期間及びスケジュール

- (1) 委託業務の事業期間: 契約締結日の翌日から平成 31 年 3 月 8 日(金)
- (2) スケジュール ※スケジュールは、あくまで目安であり、変更となる可能性があります。

7 月 19 日	～8 月 1 日	企画提案募集開始
7 月 19 日	～7 月 26 日	質問票受付期間
7 月 31 日		企画提案〆切
8 月 1 日	～8 月 2 日	審査・選定
8 月 3 日	～8 月 7 日	契約手続き、業務着手

### 5. 事業の規模

委託業務の予算規模＝121,300,000 円(税込み)を上限とします。

### 6. 契約の条件

- (1) 採択件数: 1 件
- (2) 委託契約の締結

採択された案件については、本市と提案者との間で、契約条件について協議の上、委託契約を締結します。契約形態は概算契約<sup>1</sup>とします。

なお、契約締結にあたっては、本市の契約規則等に基づき手続きします。

<sup>1</sup> 契約金額が契約締結時には確定しておらず、概算額で契約し、履行が完了した段階で額を確定させるもの

- (3) 一般管理費

➤ 一般管理費の積算については、以下の計算方法により算出します。

$$\text{一般管理費} = \text{直接経費}(\text{I. 人件費} + \text{II. 事業費}^2) \times \text{一般管理費率}$$

<sup>2</sup> 旅費、会議費、謝金、備品費、消耗品費、外注費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費のこと

➤ 一般管理費率は 10%以下とします。ただし、特殊要因等がある場合は、協議の上一般管理費率を決定します。

### 7. 委託業務の成果物

成果報告書(紙媒体: 正1部、副1部)を提出するものとします。なお、経費の支出状況をまとめた実績報告書1部(支払いの事実を証する書類を添付)を併せて提出するものとします。

### 8. 成果物の諸権利の帰属

本業務の履行にあたり本市に納入された成果物の著作権は、本市に帰属するものとします。

## 9. 納品物の情報について

納品物の情報については、今後の事業計画において活用し、市から広報される場合があります。第三者の情報を活用される場合には、全ての情報の出典元または著作者及び使用許諾の有無について明記してください。

## 10. 応募資格

以下の要件を満たす事業者とします。

- ①実施者（連名提案の場合は代表提案者）は日本法人（登記法人）であり、本事業に関する契約を本市と直接締結できる事業者であること。
  - ②連名提案の場合は、代表提案者及び共同提案者の役割分担を明確化し、体制図等に明記すること。
  - ③実施者は提案する事業のすべてについて、遂行するために必要な能力、知見、組織・人員・実施体制、経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ※応募資格を有しない者の提案書、又は不備がある提案書は受理できません。再度提案書を提出する場合は、公募締切日までに提案書を修正・再提出する必要があります。

## 11. 応募方法

下記の書類を一つの封筒に入れ、「12. 締め切り、提出方法」に基づいて、ご提出下さい。申請書と提案書はダウンロードしたものをご使用下さい。

- ・企画申請書（様式 1）：正1部、副8部
- ・企画提案書（様式 2）、工程表（別紙 1）：正1部、副8部
- ・納税証明書（市内に本拠のある法人のみ）：1部
- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）：1部
- ・印鑑証明書：1部

※各証明書は、いずれも発行後 3 ヶ月以内のものを提出してください。

※納税証明書は、法人分・代表者の個人分を提出してください。

企画提案書の事業費内訳については、人件費、直接経費（外注費、旅費、謝金等）の内訳を明確にして下さい。なお、直接経費から人件費への流用は原則認められません。

提案書類は返却しません。機密保持には十分配慮します。提案内容については、審査の過程で、ご提出後にヒアリングさせて頂く予定です。

## 12. 締め切り、提出方法

### ①公募期間

公募開始日 平成 30 年 7 月 19 日（木）

公募締切日 平成 30 年 7 月 31 日（火）（17 時必着）

### ②提出方法

以下の宛先まで郵送か持参にて提出ください。

宮古島市役所企画政策部エコアイランド推進課 宛

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里 186 番地

宮古島市役所 4階

### 13. 事業者選定について

#### (1) 審査基準

- ①提案内容が本事業の目的に合致していること。
- ②提案された検討方法等が、現場の実態に即していること。
- ③内容に対する費用が妥当であること。
- ④同等規模の事業実績を有するか、本事業を遂行する能力があることを客観的に示せること。
- ⑤応募資格を有していること。

#### (2) 選定プロセス

- ①選定は書類審査を行った後、選定委員会により行います。
- ②選定委員会は 8 月 2 日(木)に行います。選定の可否については、本市から連絡を行います。

選定された事業者との協議が整わず、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において、第 2 となった提案者と契約に向けた協議を行う可能性があります(当該協議が整わなかった場合、次候補との協議を行うものとする)。

### 14. 問い合わせ先

本公募に関するお問い合わせは、質問票に記入の上、下記まで電子メール、または FAX にてお願い致します。質疑に関する内容については、必要に応じて質問内容および回答をホームページに掲載することがあります。

宮古島市役所 企画政策部 エコアイランド推進課 担当:三上・友利

電子メール: [ts.ecotown@city.miyakojima.lg.jp](mailto:ts.ecotown@city.miyakojima.lg.jp)

※電子メールを送信する際は、「@」を半角に変換してお送りください。

FAX: 0980-73-1081